

## 処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第15条第2項
処 分 の 概 要 : 営業の廃止命令
原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <p>探偵業の業務の適正化に関する法律第3条 (欠格事由)</p> <p>探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条 (心身の故障により業務を適正に行うことができない者)</p>
<p>処 分 基 準 :</p> <p>法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合 (法第4条第1項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあっては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。) は、営業の廃止命令を行うものとする。</p>
問 合 せ 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課 (092) 641-4141 内3173
備 考 :